

29 外部監査公表第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成29年2月3日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月9日

福岡市監査委員	森	英	鷹
同	国	分	徳彦
同	齋	田	雅夫
同	篠	原	俊

1 監査報告と措置の件数

28 外部監査公表第1号（平成28年4月28日付福岡市公報第6297号(別冊)公表）分
（市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について）・・・111件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

28 外部監査公表第1号（平成28年4月28日付福岡市公報第6297号(別冊)公表）分
（市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について）

5. 市民利用施設全般に関して

監査の結果	措置の状況
<p>① 施設に係る全庁的な有効活用方策の検討について （意見）</p> <p>市は、これまでアセットマネジメント及び財産有効活用の取組を推進しているが、現状に記載した検出事項に対応し、更なる施設の適切な維持管理及び財産の有効活用を推進するため、施設の維持管理及び有効活用に関する組織としての統治体制（以下「アセットガバナンス体制」という。）の構築が必要であると考えます。</p> <p>アセットガバナンス体制は、各施設の具体的な課題に取り組むため、施設書簡部署の主体</p>	<p>アセットガバナンス体制の構築については、全庁的なアセットマネジメントの推進を図るために設置している「福岡市アセットマネジメント推進協議会」に財産有効活用部を加え、アセットガバナンス体制の強化を図ることとした。</p> <p>また、財産活用課とアセットマネジメント推進課との連携強化については、固定資産台帳システムと保全情報システムの連携により、各施設等情報を共有し、全庁的な視点から、財産有効活用に関する助言等を行っていく。</p>

性を尊重しつつ、財産活用課及びアセットマネジメント推進課が全庁的な視点から有効活用についてアドバイス等を行うことで組織横断的な取組も可能とすることを意識したものである。

また、アセットガバナンス体制の強化について、財産活用課とアセットマネジメント推進課はモニタリングやアドバイス等を行う体制のあり方を含め、両課の連携強化について検討することが望ましい。

(財産活用課, アセットマネジメント推進課)

④ 施設間における連携強化の検討について
(意見)

(1) 障がい者スポーツセンターと市民体育館及び市民センター等の連携強化による障がい者におけるスポーツ活動の推進について

障がい者スポーツセンター利用者の地域的な偏りを減らし障がい者のスポーツ活動を推進するためには、類似の市民利用施設と連携を強化し、障がい者にとって安心してスポーツをできる環境を整えることで、スポーツ活動を行う機会を増やすことが望まれる。また、地域における障がい者のスポーツ活動の広報は、障がい者の利用が比較的多いと考えられる市民センター、地域交流センター等で積極的に実施することが望まれる。

(障がい者施設支援課, スポーツ振興課,
区生涯学習推進課, 公民館支援課)

類似市民利用施設との連携については、平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行されていることもあり、ハード面では市民体育館・市民プール等の類似利用施設における障がい特性に応じた一層のバリアフリー化を推進し、ソフト面では、毎年障がい者スポーツセンターにおいて障がい者スポーツ指導者・支援者研修会を実施し指導者等を養成するとともに、運動指導員を類似施設に講師派遣している。

今後とも、障がいのある方やご家族等の声を伺いながら、地域にある類似施設とも情報交換及び事業連携を図り、障がい者が安心してスポーツ活動ができる環境を整えていく。

また、障がい者スポーツは、リハビリ、健康増進、社会参加の促進、さらには生きがいづくり、充実した生活の実現など生活の質を高める意義があり、地域においては、障がい者が利用する機会の多い各区フレンドホームにおいて、レクリエーション活動やホーム外活動として子ども向け・初心者向け各種スポーツ教室を開催している。

さらに、障がい者スポーツの広報については、各区フレンドホーム事業の他、毎年

	<p>開催している福岡市障がい者スポーツ大会はじめ各種障がい者スポーツ大会の開催や参加をポスターやチラシ，市政だよりやHPで呼び掛け，一人でも多くの障がいのある方たちに，スポーツに触れる場と機会を知らせ，関心を高めるよう努めている。</p>
<p>(2) はかた伝統工芸館と博多町屋ふるさと館の連携強化による共同事業や共同管理の検討について</p> <p>はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館は，伝統工芸を含めた福岡・博多の歴史，文化，伝統等を広く市民や観光客に知ってもらうための施設であるという視点で見れば，両者は共通の目的を持った施設であるといえる。そのため，事業面及び管理面の両面から，可能な部分については両施設が連携して運営することが望まれる。なお，より深度ある連携を実行可能とするため，両施設の指定管理者を同一の者に指定することを検討することが望まれる。</p> <p>(地域産業支援課，観光にぎわい課)</p>	<p>両施設はすでに，ものづくり体験やスタンプラリー等の共同事業を開催するなど，連携強化を図っている。</p> <p>両施設の指定管理のあり方については，監査意見を踏まえて，同一の者に指定する方向に向けて検討を進める。</p>
<p>(3) 総合図書館における会議等の利用促進並びにこれに向けた総合図書館と市民センター及び地域交流センターの連携強化について</p> <p>映像ホールの稼働状況は高いと考えられる。座席占有率は主催上映で22%となっており，比較的健闘しているとも考えられるが，利用者数の増加へ向けた更なる取組みが望まれる。会議室については稼働率が約50%前後であり，稼働率を上げる余地があると考えられる。特に一般利用許可の日数を増加させる取組みが望まれる。</p> <p>また，総合図書館の分館が市民センター</p>	<p>総合図書館における会議室等の利用促進については，市民センター及び地域交流センターとの連携も含め，広報の充実に取り組み，市民に対する周知を図った。</p>

<p>や地域交流センターにあることを踏まえ、より効果的な広報を行うため、市民センター及び地域交流センターに連携を一層強化することが望まれる。</p> <p>(総合図書館運営課, 区生涯学習推進課, 公民館支援課)</p>	
<p>⑤ 施設における物品の適切な管理について(指摘)</p> <p>市は、市民利用施設における物品の管理について、物品管理に関するルールに則り適切な物品管理を徹底するとともに、指定管理者制度が導入されている施設においては、指定管理者に対する管理監督により物品管理に関するルールの遵守を徹底すべきである。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>施設における物品の管理については、定期的に行っている通知や、物品管理に関する研修により、物品管理に関するルールの周知徹底を図った。</p> <p>なお、指定管理者制度導入施設については、モニタリングの中で、備品の管理も含め、業務の履行状況を確認・指導することとしており、施設所管課に対しては、研修をとおしてモニタリングの実施内容・手法等について周知を図っている。</p>

6. 個別の市民利用施設に関して

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 市民局</p> <p>I. 福岡市地域交流センター</p> <p>視点2. 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各地域交流センター)</p> <p>(意見)</p> <p>①閲覧した文書により現在の減免制度(減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度(減免規定)に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもあ</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>る。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(公民館支援課)</p>	
<p>② 土地賃借契約の見直しについて(和白地域交流センター) (意見)</p> <p>本施設の建物は賃借である。賃料は物価の変動、経済情勢の変動等に伴い改定することが可能であるが、賃料見直しの検討を行っていない。</p> <p>施設運営に係るコスト把握及び現在の建物評価額の目安を踏まえ、賃料については見直しの検討を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(公民館支援課)</p>	<p>和白地域交流センターは、福岡市の仕様にに基づき JR 九州が施設整備を行っており、福岡市と JR 九州において、建物賃貸借契約を締結している。</p> <p>賃料の見直しについては、建物賃貸借契約書の規定に基づき、物価の変動、経済情勢の変動、土地建物に対する公租公課の増加及び近隣建物賃料の変動等を総合的に勘案し、必要に応じて検討を行う。</p>
<p>II. 福岡市立今宿野外活動センター 視点1. 施設の有効活用 ① 市民のニーズをよりの確に反映させた施設の有効活用について (意見)</p> <p>属性別、利用目的別の利用者数の把握や、設備別の利用状況の把握はされていない。また、学校利用が減ったため、食堂や厨房が現在は殆ど使用されていない等、施設の設定が現状の利用実態にそぐわない事象が生じている。</p>	<p>施設の有効活用やあり方について、引き続き検討するとともに、平成 28 年度から報告書様式を変更し、施設別の稼働状況等を把握している。</p>

<p>今後の施設のあり方や有効活用を検討するため、利用状況を精緻に把握することが望ましい。また、行政の各種事業や指定管理者との連携により、新たなニーズを創出し施設の有効活用を図ることが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>視点2. 受益者負担のあり方</p> <p>① 条例におけるテント施設定員の記載誤りについて (指摘)</p> <p>福岡市立今宿野外活動センター条例別表において、宿泊施設使用料に関する表が記載されており、当該表の区分欄には「テント施設(8人用)」と記載されている。しかし、実際には、現時点でのテント施設の定員は15名であり、条例の記載と実際の運用が不一致となっている。</p> <p>実態を正確に反映させるよう、条文の記載を修正すべきである。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>テントの性質上、1張あたりの宿泊人数には幅があり、このテントでは、標準的利用で大人8人、詰めて利用すれば最大15人程度が宿泊可能。</p> <p>今宿野外活動センターでは、子どもの団体利用も多いため、実態の利用形態に近い定員をパンフレット等に記載しているものだが、条例の記載と整合性がとれる表記に改めることとする。</p>
<p>② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。</p>	<p>今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては、根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>③ 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>①閲覧した文書により現在の減免制度(減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度(減免規定)に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>④ 駐車場有料化の検討について (意見)</p> <p>センターには無料駐車場が整備されてい</p>	<p>駐車場有料化については、意見を受け、平成 27 年度に駐車場整備検討調査を実施した。</p>

<p>る。駐車場の有料化について、検討はしているが有料化のシミュレーションはしていないとの回答を得た。</p> <p>周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、有料化の可能性について検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ振興課)</p>	
<p>Ⅲ. 福岡市社領スポーツ広場 視点2. 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ振興課)</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>① 閲覧した文書により現在の減免制度（減免規定）に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度（減免規定）の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いも</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>の、②現在の減免制度（減免規定）に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	
<p>③ 駐車場有料化の検討について （意見）</p> <p>社領スポーツ広場には、無料駐車場が整備されている。駐車場の有料化については、検討していないとの回答を得た。</p> <p>周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、有料化の可能性について検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	<p>駐車場有料化については、意見を受け、平成 27 年度に駐車場整備検討調査を実施した。</p>
<p>IV. 福岡市立地区体育施設等 視点 1. 施設の有効活用</p> <p>① 特定の団体に対する器具庫の無料貸出について（福岡市民体育館） （指摘）</p> <p>本館 4 階にある器具庫が、特定の団体に</p>	<p>器具庫については、貸出を行わないこととし、物品を撤去した。</p>

<p>対して無料で貸し出しされている状況にあった。目的外の使用に該当すると考えられるが、特に目的外使用許可申請はされていない。</p> <p>特段の事情があり特定の団体に施設の一部を利用させる必要があると認められる場合には、市は目的外使用許可を与える等実態に即した対応を行い、使用させるべきである。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>② 実利用者数の把握による施設の有効活用について(各体育館及び各プール) (意見)</p> <p>各施設の延べ利用者数や施設の稼働率を毎年度算定し、次年度の計画に役立っている。また、施設の入退場システムを改修し、各室ごとの稼働状況を把握、分析することを検討している。</p> <p>しかし、各施設の実利用者数については把握していない。</p> <p>各施設の実利用者数を把握することは、スポーツの振興にどれだけ貢献したかを把握するうえで重要な指標であるため、施設の設定目的の達成度を測る指標のひとつとして、実利用者数を把握することが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>各施設の実利用者数については、平成 28 年度から、施設の総利用者数及び利用者アンケートの結果を活用して推計していく。</p>
<p>③ 休止中の設備における今後の有効活用方策の検討について (意見)</p> <p>現地調査の結果、福岡市立総合西市民プールにおいてはサウナ室及びレストラン厨房が、また、福岡市民体育館においてはサウナ室、浴室及び特別席が休止中であつた。</p> <p>各休止中の設備については、今後の利用方針等を決定し必要に応じて修繕、改修等</p>	<p>福岡市立総合西市民プールの休止中の施設については、利用者のニーズも踏まえて改修することとしているが、財政負担軽減のため、その時期は、今後、予定している大規模改修工事にあわせて実施する。</p> <p>福岡市民体育館については、新たな総合体育館の整備に伴い、今後は、安全性を維持できる範囲で補修しながら、可能な期間、利用し、費用対効果の観点から大規模な改</p>

<p>を行い有効活用することが望まれる。なお、他の福岡市立地区体育施設等についても遊休となっている箇所がないか現状把握を行うことが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>修は行わないこととしているため、サウナ室及び浴室等の修繕は行わず、倉庫として活用する。</p> <p>また、特別室については、動線となっている階段が狭く、一般利用者や荷物の搬出入に適さないことから、活用は困難であると考え。</p> <p>なお、他の福岡市立地区体育施設等については、遊休となっている箇所がないことを確認している。</p>
<p>④ 施設の老朽化及び計画的な対応等について(福岡市立総合西市民プール) (意見)</p> <p>全館照明、放送の管理等を行う制御装置等のシステム関係は老朽化しているが、代替部品がないことから、万が一大きな故障が生じた場合には緊急の大規模改修が必要となり、不測の休館を余儀なくされる可能性が否定できない。このため、計画的にシステムの更新を検討することが望まれる。</p> <p>道路から施設に入る階段の老朽化については、安全性に問題はないことを確認しているとのことであったが、利用者が通行する階段であることから、早急に改修を行うことが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>制御装置等の老朽化については、長期休館の必要性及び費用対効果の観点から、今後、予定している大規模改修工事にあわせて、システム全体の更新を行う。</p> <p>また、道路から施設に入る階段の老朽化については、継続的に安全性を確認しており、今年度中に改修を行う。</p>
<p>⑤ 駐輪場の適切な利用の啓発及び有料化の検討について(中央体育館) (意見)</p> <p>隣接する福岡市立中央区市民センターとの間に無料駐輪場が存在するが、利用者が極めて多いため、駐輪場の外に自転車があふれる状態となっており、福岡市立中央体育館の利用時に支障を来すおそれがある。</p> <p>市は、今後も自転車利用者に適切な駐輪場の利用を促すとともに、別途駐輪場スぺ</p>	<p>駐輪場の適切な利用については、整理員を配置したことにより、駐輪場区域外への駐輪は解消している。</p>

<p>一スの確保を検討することが望ましい。必要に応じて駐輪場の有料化等を検討することが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各体育館及び各プール） （意見）</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各体育館及び各プール） （意見）</p> <p>各施設において、①閲覧した文書により現在の減免制度（減免規定）に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度（減免規定）の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度（減免規定）に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	
<p>③ 体育備品の貸出伝票の連番管理について（福岡市立中央体育館） （意見）</p> <p>卓球やバドミントンの備品、ボール等の貸出時における現金の授受に関して、貸出伝票を使用しているが、当該伝票は連番管理されていない。</p> <p>当該貸出伝票は、領収金額の唯一の証憑となるものであり、事業者にとっては領収書控と同じ役割を果たす伝票である。領収書控が、紛失や横領防止の観点から連番が付されていることを踏まえれば、市は、当該貸出伝票についてもあらかじめ連番を付しておくよう、指定管理者に対し指導することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	<p>体育備品の貸出伝票の連番管理については、指定管理者を指導し、平成 27 年 12 月から貸出伝票の連番管理を行っている。</p>
<p>V. 福岡市立男女共同参画推進センター 視点 1 施設の有効活用</p>	<p>具体的な成果指標の設定については、当センターで実施している主な事業の目標参</p>

<p>① 施設の設置目的に即した成果指標の設定について (意見)</p> <p>福岡市男女共同参画基本計画（第2次）で定めた基本目標及び数値目標をより具体的に推進するため、福岡市男女共同参画推進センターの役割に基づき、同センターにおける実施事業について具体的な成果指標の設定を検討することが望まれる。</p> <p>事業年度終了後には成果を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。</p> <p>(事業推進課)</p>	<p>加人数（定員）及びアンケートによる参加者満足度とし、毎年開催する外部有識者会議に諮ることで、当センターが設置目的に照らし有効活用されているかどうか検討することとした。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(事業推進課)</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(事業推進課)</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>(3)保健福祉局 I. 福岡市健康づくりサポートセンター 視点1 施設の有効活用 ① 使用料を徴収する研修室等の利用促進について (意見)</p> <p>福岡市健康づくりサポートセンター等複合施設（以下「あいれふ」という。）内貸館</p>	<p>研修室等については、関係団体等への利用を促すため、指定管理者及びあいれふ内各入居施設と協力しながら、研修室等の更なる周知を図った。</p> <p>また、アンケートについては、貸館利用後、利用者から提出される施設利用報告書に利用に関する意見・感想記載欄を設けており、記載された内容をその後の貸館業務</p>

<p>設備の利用状況について、利用者数や稼働率の把握はしているが、その結果の活用はしていないとのことである。また、あいろふの貸館利用者に対して、アンケートを定期的に実施していない。</p> <p>利用状況の結果を活用し、稼働率を上昇できる研修室等はないか等について検討を行うことが望ましい。利用者を増加させる具体的な方策の検討に当たっては、利用者に対するアンケートの実施が有用であると考える。</p> <p>(健康増進課)</p>	<p>運営に活かしている。</p>
<p>② 機械式駐車場の不具合に係る現状確認及び大規模修繕の検討について (意見)</p> <p>あいろふ地下の機械式駐車場について、指定管理者から多数の不具合が生じている旨の報告がされている。所管部署は、現時点では緊急案件ではないと判断しており、現場の状況確認も実施していない。</p> <p>指定管理者からの報告を踏まえ、少なくとも現場の状況確認を実施するとともに、緊急性が高い場合には大規模修繕の前倒し等を検討することが望ましい。必要に応じて、アセットマネジメント推進課等専門知識を有する部署に対して、市民等に対する影響の程度、緊急に対応すべきか等について、相談することが望ましい。</p> <p>(健康増進課)</p>	<p>監査後、指定管理者立会いのもと現場の状況確認を行い、指定管理者と協議の上、緊急性は高くないものと判断したため、大規模修繕の時期については、アセットマネジメント保全計画に基づき行うこととした。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を</p>	<p>今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>	
<p>Ⅱ. 福岡市市民福祉プラザ 視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の適切な管理運営に係る指導の徹底について (指摘)</p> <p>福岡市市民福祉プラザの事務室について、平成27年9月1日から利用開始している入居団体があるが、現地調査を行った平成27年9月28日時点で、市民福祉プラザ施設利用許可書の交付は当該団体に行われていなかった。</p> <p>入居団体の利用開始に当たり市民福祉プラザ施設利用許可書の交付を行う必要がある。このため、市は、指定管理者に対する適切な管理運営について指導を徹底する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(福祉・介護予防課)</p>	<p>当該入居団体への市民福祉プラザ施設利用許可書の交付を確認した。</p> <p>今後、手続きが遅れないよう、指定管理者へ指導を行った。</p>
<p>③ 会議室等に係る稼働率の向上について (意見)</p> <p>会議室、研修室等については比較的稼働率は高いが、介護実習室、調理実習室、視聴覚室、保育実習室、和室については、稼働率がいずれも50%を下回っている。特に保育実習室は20%と低水準である。</p> <p>稼働率が低い原因を分析したうえで、今後の対策及び目標を設定し、それに向けて努力していくことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(福祉・介護予防課)</p>	<p>実習室については、利用目的が限定されることから、会議室・研修室に比べて稼働率が低い状況である。</p> <p>今後、関係団体への広報を行うことで、稼働率の向上を図ることとした。</p>

<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の減免手続きに係る指導の徹底について (指摘)</p> <p>福岡市市民福祉プラザの事務室に入居する団体のうち、平成26年度の使用料が全額免除されている団体がある。福岡市市民福祉プラザ運営要領において減免の必要がある場合は市長に協議するとされているが、当該団体に係る協議の内容は不明であるとともに、当該協議に関する文書はない。</p> <p>市は使用料減免に係る運用を適切に行うため、指定管理者に対して、減免根拠を明確化した上で市長への協議を徹底するよう指導すべきである。</p> <p>(福祉・介護予防課)</p>	<p>平成28年度より、毎年、許可申請時に市長への協議を行うこととした。あわせて、今後の運用について、指定管理者へ指導を行った。</p>
<p>② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(福祉・介護予防課)</p>	<p>今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（福岡市葬祭場） （指摘）</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（生活衛生課）</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>（4）経済観光文化局</p> <p>I. はかた伝統工芸館</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について （指摘）</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(地域産業支援課)</p>	
<p>Ⅱ. 福岡市姪浜買物広場</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 利用状況の改善及び利用方法の抜本的な見直しの検討について (意見)</p> <p>利用件数及び利用日数はともに非常に少ない。また、具体的な成果指標は設定されておらず、占有許可により開催された催事への入場者数を把握することも行っていない。</p> <p>入場者数を把握したうえで、施設の設置目的に対する成果を評価する必要がある。</p>	<p>利用状況の改善及び利用方法の抜本的な見直しについては、「福岡市姪浜買物広場条例 利用に関する事務取扱要領」を見直し、減免基準の明確化を行ったことにより、自治会、子ども会等地域団体及び民間企業等が実施する事業について、占用料の減免を行い、買物広場の利用促進を図っている。また、「利用後における報告の義務（実績報告書の提出）」を新設した。</p> <p>今後、実績報告書により、入場者数を把握するとともに、施設の設置目的に対する成果を評価したうえで、地域団体、区役所、</p>

<p>また、地元商店会の主体性を確保したうえで、区役所、学校等とともに、施設の利用を促進する事業案を策定及び実施することが望まれる。</p> <p>それでも利用状況が好転しない場合は、現状の利用方法にとどまらない抜本的な利用方法の変更についても検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(地域産業支援課)</p>	<p>学校等へも働きかけるなど、施設の利用促進に努めていく。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>① 閲覧した文書により現在の減免制度(減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度(減免規定)に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設定趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存するこ</p>	<p>減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化については、「福岡市姪浜買物広場条例 利用に関する事務取扱要領」の見直しを行い、占用料の設定について記載し、併せて、減免の基準及び範囲を明確化し、明文化した文書を保存した。</p>

<p>とが望ましい。</p> <p>(地域産業支援課)</p>	
<p>② 収入の確保方策の検討について (意見)</p> <p>姪浜買物広場の主たる利用者である商店会が減免の対象となっており、当該施設を利用促進したとしても収入を確保することが難しい仕組みとなっている。</p> <p>収入確保の観点から、減免対象として主たる利用者が設定されることの妥当性を検討することが望まれる。そのうえで減免対象とならない者の利用も積極的に促進し、収入の確保につなげることが望まれる。その他、自動販売機の設置等もあわせて検討することが望まれる。</p> <p>(地域産業支援課)</p>	<p>減免の対象として主たる利用者が設定されることの妥当性については、「福岡市姪浜買物広場条例 利用に関する事務取扱要領」にて減免の基準及び範囲について設定した。また、民間企業の利用者等減免対象とならない者の利用促進も検討することとする。</p> <p>収入の確保方策については、平成28年4月から自動販売機を設置し、年額21,600円の使用料収入を確保している。</p>
<p>Ⅲ. 福岡市創業者育成施設 視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多） (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(創業・大学連携課)</p>	
<p>③ 使用料減免要綱記載内容の条例又は施行規則への明文化について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）</p> <p>(意見)</p> <p>施設の具体的な減免は「創業者育成施設における学生起業家利用時の使用料減免要綱」に規定されている。</p> <p>減免については、市民に対する説明責任の観点から、条例や施行規則で極力明瞭にしておくことが望ましく、要綱を適用しての減免は、可能な限り限定的にすべきである。よって、継続的かつ今後も改定の予定がない減免については、条例または施行規則で明文化することが望ましい。</p> <p>(創業・大学連携課)</p>	<p>平成28年7月1日付で規則，要綱を改正し，学生減免について規則にて明文化した。</p>
<p>IV. 福岡市産学連携交流センター</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 空室における備品の撤去等について</p> <p>(指摘)</p> <p>入居を予定していた者が基幹研究室に備品を設置したが，入居延期となったにもかかわらず備品が設置されたままとなっていた。</p> <p>使用許可がない状態にあっては，備品の管理責任を曖昧にしないため，及び別の者が入居を希望した際の妨げとならないようにするために，備品持込みができないことは明らかであり，備品はいったん撤去すべきと考える。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p>備品設置者からの使用許可申請を得て，使用許可を行った。</p>

<p>② 施設及び分析機器の稼働率の向上について (意見)</p> <p>交流ホール，会議室，分析機器室といった施設や分析機器については，いずれも稼働率が10%を下回っており，非常に低水準となっている。</p> <p>稼働率が低い原因を分析したうえで，今後の対策及び目標を設定し，それに向けて努力していくことが望まれる。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p>交流ホール等は，産学連携の促進のために必要なスペースを確保しているものであり，交流会やセミナーなどで更なる活用を図る。</p> <p>また，分析機器については，設置後間もないことから稼働率が低くなっていたが，その後稼働率は上昇している。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また，設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず，設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは，施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については，利用者が公平に負担すべきものであるとともに，減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため，減免制度（減免規定）は，施設の設置趣旨，施設で提供する行政サービスの内容，市の財政状況，その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また，市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに，設定後においても，減免内容やその設置趣旨が，その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から，減免対</p>	<p>今後，新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては，設定根拠・理由の明確化を図るとともに，明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(新産業振興課)</p>	
<p>② 施行規則上の使用料の支払い時期に関する記載の誤りについて (指摘)</p> <p>福岡市産学連携交流センター条例施行規則の使用料の支払時期に関する条文に、一部文言の誤りがあった。正確に記述することが求められることから、記載を修正すべきである。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p>福岡市産学連携交流センター条例施行規則を改正し、文言の修正を行った。</p>
<p>③ 分析機器に係る使用料後納申請の提出不要について (意見)</p> <p>分析機器の使用料の納付時期については、後納が認められている。しかし、原則として後納が認められているのにもかかわらず、使用申請のたびに使用料後納申請書が提出されている。</p> <p>分析機器に関しては、使用料後納申請書の提出は不要とすることが望ましい。これにより、利用者及び市の双方にとって事務負担を軽減することができる。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p>取扱いを変更し、使用料後納申請書の提出が不要であることを周知した。</p>
<p>V. 福岡市ロボスクエア 視点2 受益者負担割合のあり方 ① 共有工房における使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行</p>	<p>使用料の具体的算定根拠については、確認をしており、今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(新産業振興課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(新産業振興課)</p>	
<p>VI. 博多町家ふるさと館 視点2 受益者負担のあり方 ① 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、上記各施設は条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）及び減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(にぎわい振興課)</p>	
<p>② 利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度(減免規定)を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(にぎわい振興課)</p>	<p>今後、新たに使用料(利用料金上限)及び減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>③ 利用料金に係る減免対象及び減免額の開示について (意見)</p>	<p>ふるさと館HPにて開示するよう指定管理者に依頼し、「社会科見学等の減免申請書」をダウンロードできるようにすると</p>

<p>利用者に対して、施設のホームページ等において、全ての減免内容が開示されておらず、公平性及び透明性が担保されているとはいえない状況にある。</p> <p>利用料金に係る減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。</p> <p>(にぎわい振興課)</p>	<p>もに、減免申請書に全ての減免の内容及び減免額を示すこととした。</p>
<p>Ⅶ. 福岡市コンベンション施設 視点2 受益者負担のあり方 ① 条例等における利用料金及び減免内容等の設定について（マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場） (意見)</p> <p>過去の包括外部監査において、本施設の設置条例には利用料金の算定方法等は全く規定されていないとの指摘がある。現状においても措置未了であるが、今回の料金改定の時期を目途に条例の改正について検討が行われる予定である。</p> <p>コンベンション施設の特性を踏まえ柔軟な料金設定が可能になるように配慮をしたうえで、利用料金及び減免内容等の算定方法や上限枠が明確になるように条例改正を行うことが望ましい。</p> <p>(MICE 推進課)</p>	<p>今後新たに使用料（利用料金上限）及び減免について設定又は改定等を行うにあたっては、利用料金及び減免内容等の算定方法等の明確化を図ることとした。</p>
<p>Ⅷ. 博多座 視点2 受益者負担のあり方 ① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行</p>	<p>使用料の設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(文化施設課)</p>	
<p>② 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、</p>	<p>使用料の各減免対象及び減免額に係る設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(文化施設課)</p>	
<p>③ 利用料金に係る減免に対する基本的枠組みの把握について (意見)</p> <p>事業の特性を考慮すると、指定管理者の経営判断として営業活動の一環で利用料金の減免が実施されており、その裁量及び市が減免実績の具体的内容を把握していないことについては理解できる。</p> <p>公の施設であることを踏まえ、指定管理者の裁量に留意しながらも、一定の牽制機能を発揮するため、利用料金に係る減免制度(減免規定)について、基本的枠組みを把握することが望ましい。</p> <p>(文化施設課)</p>	<p>利用料金に係る減免に対する基本的枠組みの把握については、株式会社博多座に対して、減免とする際の対象及び意志決定の決裁者について確認を行った。</p> <p>また、今後、変更となる場合についても、随時確認することとした。</p>
<p>IX. 福岡市音楽・演劇練習場 視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各音楽・演劇練習場) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額</p>	<p>使用料の各減免対象及び減免額に係る設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(文化施設課)</p>	
<p>② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各音楽・演劇練習場） （意見）</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(文化施設課)</p>	<p>使用料の設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>X. 福岡市民会館</p>	<p>使用料の各減免対象及び減免額に係る設</p>

<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(文化施設課)</p>	<p>定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに使用料及び減免について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p>	<p>使用料の設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(文化施設課)</p>	
<p>④ 駐車場使用料の有料化について (意見)</p> <p>市民体育館では駐車場使用料を設定していない。駐車場の有料化について、検討していないとの回答を得た。</p> <p>周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、有料化の可能性について検討することが望まれる。</p> <p>(文化施設課)</p>	<p>駐車場使用料の有料化については、市民会館にかわる新たな拠点文化施設の整備の検討の中で駐車場の在り方についても検討をしている。</p> <p>なお、現在の市民会館についても課題を整理し、費用対効果などを踏まえ検討していく。</p> <p>今後、使用料を有料化した場合は、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>XI. 福岡市美術館 視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(美術館運営課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化す</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>るとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(美術館運営課)</p>	
<p>③ 特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について (意見)</p> <p>減免の一部の運用について、教育長による特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く、内容も様々であり、適用期限を設けていないものも多い。また、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。</p> <p>説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。</p> <p>(美術館運営課)</p>	<p>福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館の3館にて、特別決裁による減免の基準、条件等の検討を行い、長期的に減免が必要なものについては施行規則の改正等により明文化を行う。</p>
<p>XII. 福岡アジア美術館 視点1 施設の有効活用</p> <p>① アンケート結果を活用した施設の有効活用に対する取組みについて (意見)</p> <p>来館者を対象としたアンケートを実施しているが、アンケート結果は施設の有効活用に具体的に活かされていない。</p> <p>今後は、施設が実施したアンケートの結果を活用し、具体的な取組を実施していき、施設の有効活用を更に進めていくことが望まれる。</p> <p>(運営課)</p>	<p>開館時間、カフェやショップ等の周知についてご提案があった件については、すでに実施している。さらに、フェイスブック等のSNSの活用や増加している外国人来館者向けに多言語による看板の設置などを行った。</p> <p>その他、カフェやショップについて、魅力的なメニュー・商品を扱う事業者に貸出をするなど、施設の有効活用に努めている。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(運営課)

② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について
(意見)

閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な

今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定または改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。

<p>根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(運営課)</p>	
<p>③ 特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について (意見)</p> <p>減免の一部の運用について、教育長による特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く、内容も様々であり、適用期限を設けていないものも多い。また、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。</p> <p>説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。</p> <p>(運営課)</p>	<p>福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館の3館にて、特別決裁による減免の基準、条件等の検討を行い、長期的に減免が必要なものについては施行規則の改正等により明文化を行う。</p>
<p>XIII. 福岡市博物館 視点1 施設の有効活用 ② 設備ごとの稼働率の把握について (意見)</p> <p>博物館には講座室、講堂等の利用者から使用料を徴収する設備の他、読書室、多目的研修室等の無料設備があるが、これらについて稼働率の把握はされていない。</p> <p>今後の施設のあり方や有効活用を検討する前提として、現在の利用状況を精緻に把握する必要があると考えられる。このため、</p>	<p>博物館の講座室、講堂等、読書室、多目的研修室等について稼働率を把握し、今後の施設のあり方や有効活用を検討中である。</p>

<p>設備ごとの利用者数及び利用率を把握することが望ましい。</p> <p>(管理課)</p>	
<p>③ 収蔵スペースの確保に係る具体的な検討の実施について (意見)</p> <p>現地調査、博物館収蔵庫現況調査委託報告書の閲覧及び市への質問を通じて、収蔵スペースが不足状態にあると考える。</p> <p>このため、収蔵スペースの必要性、増設等新たな収蔵スペースの確保手法、今後の博物館資料の収集を見越した収蔵スペース確保に向けたスケジュール等について、検討を行うことが望まれる。</p> <p>(管理課)</p>	<p>収蔵スペースの必要性、増設等新たな収蔵スペースの確保手法、今後の博物館資料の収集を見越した収蔵スペース確保に向けたスケジュール等について、検討中である。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに明文化</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>した文書を保存すべきである。</p> <p>(管理課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。</p> <p>このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(管理課)</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>③ 特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について (意見)</p> <p>減免の一部の運用について、教育長による特別決裁により減免内容を決定してい</p>	<p>福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館の3館にて、特別決裁による減免の基準、条件等の検討を行い、長期的に減免が必要なものについては施行規則の改正等により明文化を行う。</p>

<p>る。特別決裁を受けた減免は数も多く、内容も様々であり、適用期限を設けていないものも多い。また、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。</p> <p>説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(管理課)</p>	
<p>XIV. 福岡市赤煉瓦文化館</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 適切な金庫内の管理について (指摘)</p> <p>金庫内を調査したところ、多数の印鑑及び受託会社職員の個人現金が保管されていた。また、これらについて市は実態を把握していなかった。</p> <p>これらの検出事項は、不正等のリスクを生じさせかねない。このため、市は受託会社に対して適切な業務執行を指導すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(文化財保護課)</p>	<p>受託会社に適切に管理するよう、指導を行った。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(文化財保護課)</p>	
<p>(5) 農林水産局 I. 福岡市油山市民の森 視点2 受益者負担のあり方 ① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、</p>	<p>今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>Ⅱ. 花畑園芸公園 視点2 受益者負担のあり方</p>	<p>今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由</p>

<p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもあ</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>る。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p>	
<p>Ⅲ. 福岡市市民リフレッシュ農園</p> <p>① 施設の更なる有効活用方策の検討について(各市民リフレッシュ農園) (意見)</p> <p>体験農園（貸し農園）については、今津リフレッシュ農園で空き区画が発生している。広報活動の強化や利便性向上を図ることによって空き区画の解消に向けた方策を検討及び実施することが望まれる。</p> <p>研修室については年間利用件数が少ない。施設の有効活用の観点から、施設の設置趣旨に沿った利用促進方策の検討及び実施が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p>	<p>今津リフレッシュ農園については、HPの充実と活用により施設の魅力をアピールするとともに、空き区画情報を提供し区画利用の促進を図る等積極的なPRを行うこととしている。</p> <p>また、利用者の意見を聴取し、利便性を向上させる取り組みについても検討を進めている。</p> <p>さらに、各研修室についても、当該施設において研修室が利用できるとの認識が広がっていないことから、HPの充実と活用により研修室の利用促進を図る等積極的なPRを行うこととしている。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各市民リフレッシュ農園) (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。こ</p>	<p>今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると云わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(農業政策課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各市民リフレッシュ農園) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると云わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	
<p>IV. 福岡市田園スポーツ広場 視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の有効活用方策及び施設のあり方に関する抜本的な検討について(各田園スポーツ広場) (意見)</p> <p>利用状況を鑑みると、有効に活用されている状態にあるとは言い難い。土日祝日の更なる利用促進を図るとともに、現状では極めて利用率の低い平日の利用も促進する方策を検討及び実施することが望まれる。</p> <p>また、中長期的には今後も市の事業として継続していくことが妥当であるか地権者へ土地を返還することも含め抜本的な検討を行うことが望まれる。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>利用促進については、他のスポーツ施設と同様、HPの充実等を通じてさらなる周知を図り利用向上に努める。</p> <p>今後の事業継続については、現在も一定のニーズがあり、今後もスポーツ施設として必要であると考えている。今後も地権者の意向も踏まえながら、適切な広場のあり方について検討していく。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各田園スポーツ広場) (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項</p>	<p>今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各田園スポーツ広場) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(農業政策課)</p>	
<p>V. 福岡市農村センター</p> <p>視点1 福岡市農村センターの廃止について</p> <p>① 廃止決定に至るまでの期間及び今後の方針の速やかな決定について (意見)</p> <p>平成27年度末に閉館されるが、過去の利用状況、運営内容等を考慮すると設置目的の再構築や早期の廃止を検討すべきであった可能性もある。</p> <p>今後、設置目的と運営内容が合致しない等が生じた施設については、施設運営について継続の適否等施設のあり方を適時に検討することが望ましい。</p> <p>なお、農村センター廃止後の施設の有効活用については、跡地の貸付または売却を検討する予定であり、速やかにその後の有効活用に係る方針の決定及び実施が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(農業政策課)</p>	<p>今後、設置目的と運営内容が合致しない等が生じた施設については、施設運営について継続の適否等施設のあり方を適時に検討していくこととした。</p> <p>農村センター廃止後の施設の有効活用については、跡地を貸付することとし、平成28年11月から貸付者の公募を実施することとしている。</p>
<p>VI. 油山牧場・脊振牧場</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の老朽化及び計画的な対応について(各牧場) (意見)</p> <p>現地調査等の結果、複数の修繕等が必要な設備が発見された。これらは、施設利用に支障を来すとともに、危険を伴う可能性もある。</p> <p>危険性等の緊急度が高い箇所から修繕する等優先順位を明確にした上で、計画的に対応することが望ましい。</p>	<p>従来より、修繕等による施設の維持に努めているが、今回の意見を受け、再度指定管理者と合同で施設の修繕箇所を確認を行い、平成28年度から緊急度に応じて計画的に修繕を行っている。</p>

(農業振興課)	
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各牧場) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(農業振興課)</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>VII. 福岡市海づり公園</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の老朽化及び計画的な対応について (意見)</p> <p>現地調査の結果、複数の腐食箇所が見ら</p>	<p>従来より修繕等による施設の維持に努めているが、今回の意見を受け、再度指定管理者と合同で施設の腐食箇所の確認を行い、平成28年度から緊急度に応じて計画的に修繕を行っている。</p>

<p>れた。これらは修繕を検討すべき箇所と考えられる。</p> <p>危険性等の緊急度が高い箇所から計画的に対応することが望ましい。</p> <p>(漁港課)</p>	
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、本施設は条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p>	<p>今後、新たに利用料金上限について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

(漁港課)	
<p>② 利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度（減免規定）を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(漁港課)</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>③ 利用料金に係る減免対象及び減免額の開示について (意見)</p> <p>利用者に対して、施設のホームページ等において、全ての減免内容が開示されてお</p>	<p>施設のホームページ等に一部掲載漏れがあった減免対象及び減免額について、掲載を行った。</p>

<p>らず、公平性及び透明性が担保されているとはいえない状況にある。</p> <p>利用料金に係る減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。</p> <p>(漁港課)</p>	
<p>(6)住宅都市局 I. 福岡市公園等 視点2 受益者負担のあり方 ① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各公園等) (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(みどり運営課)</p>	<p>今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとする。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各公園等) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。ま</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとする。</p>

<p>た、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	
<p>④ 使用料等の減免対象事由の再確認等について(友泉亭公園) (意見)</p> <p>現地調査を実施したところ、指定管理者が一部の減免対象事由について認識を誤っていた。</p> <p>減免対象事由について指定管理者との間で認識に誤解のないようにすることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	<p>減免対象事由については、認識に誤解のないよう指定管理者に説明し周知徹底を図った。</p>
<p>Ⅱ. 福岡市立霊園 視点2 受益者負担のあり方 ① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確</p>	<p>今後新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保</p>

<p>化及び明文化について(各霊園) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(みどり運営課)</p>	<p>存を徹底することとする。</p>
<p>Ⅲ. 南公園 視点1 施設の有効活用 ② 管理業務委託に係る一体委託の検討等について (意見)</p> <p>夜間警備等業務委託、清掃業務委託等については、動物園と植物園の両所管部署で個別に業務委託が実施されていた。</p> <p>これらの業務委託について一体委託の検</p>	<p>平成28年度は、これまで一括して行ってきた動物園、植物園の券売・案内窓口、駐車場等の動植物園管理業務委託に加え、植栽管理業務の一体委託を行った。</p> <p>今後も、動物園と植物園の施設特性、業務内容等を検証し、一体化による効果が見込める業務の整理を行い、運営の効率化を図っていく。</p>

<p>討を行うことが望ましい。また、これら以外にも動物園と植物園で一体として実施できる業務がないか検討を行い、効率性及び経済性の観点から可能な限り一体として運営することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(動物園・植物園)</p>	
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(動物園・植物園)</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとする。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確か</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとする。</p>

<p>めることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: center;">（動物園・植物園）</p>	
<p>（7）道路下水道局 I. 福岡市営駐車場 視点1 施設の有効活用 ② 施設の老朽化及び早急な対応について （市営大橋駐車場） （意見）</p> <p>現地調査を実施した結果、雨漏り、外壁の亀裂及び剥落等が見られた。</p> <p>外壁の亀裂及び剥落箇所については、今後老朽化が進めば更なる剥落が発生する可能性があり、外壁直下の歩道の安全性を確保するためにも、定期的な点検や補修が望まれる。</p> <p style="text-align: center;">（駐車場施設課）</p>	<p>今回の意見を踏まえ、剥落の危険性が高いと判断した箇所を優先して外壁の改修に着手しており、平成31年度までに完了する見込みである。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）に</p>

<p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(市営築港駐車場, 市営大橋駐車場) (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また, 設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず, 設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは, 施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり, 施設で提供する行政サービスの内容, 受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また, 市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに, 設定後においても, 使用料の設定根拠が, その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から, 使用料の根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p>ついて設定又は改定等を行うにあたっては, 設定根拠・理由の明確化を図るとともに, 明文化した文書の保存を徹底することとする。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各市営駐車場) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また, 設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず, 設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは, 施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については, 利用者が公平に負担すべきものであるとともに, 減免金額</p>	<p>今後新たに減免対象及び減免額の設定又は改定を行うにあたっては設定根拠・理由の明確化を図るとともに, 明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(駐車場施設課)</p>	
<p>Ⅲ. 福岡市自転車駐車場 視点2 受益者負担のあり方 ① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各自転車駐車場) (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(自転車課)</p>	
<p>(8) 港湾局</p> <p>I. 福岡市営渡船</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(客船事務所)</p>	<p>今後、新たに使用料の減免の設定又は改定等を行う場合は、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>
<p>II. 福岡市海浜公園</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の</p>

<p>① 使用料及び利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各海浜公園)</p> <p>(指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度(減免規定)を設定していると考えられる。</p> <p>使用料及び利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。</p> <p>また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(港営課)</p>	<p>明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>
<p>② 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について(各海浜公園)</p> <p>(意見)</p> <p>閲覧した文書により設定根拠・理由の概</p>	<p>今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底すること</p>

<p>略は把握できたが、利用料金上限額の設定根拠が明確とまではいえない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(港営課)</p>	<p>とした。</p>
<p>Ⅲ. 福岡市ヨットハーバー</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>

<p>情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(港営課)</p>	
<p>IV. 博多港国際ターミナル</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 設備の有効活用方策等の検討について (意見)</p> <p>貸館設備及び占用許可の対象設備について、日別単位や稼働時間単位の稼働率等具体的な稼働状況が分かる資料は作成されていない。</p> <p>施設の有効活用を検討する前提として、現在の稼働状況を精緻に把握する必要があると考える。また、市民等による需要を喚起するため、ホームページの記載充実等のソフト面の対策をより積極的に実施することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(港営課)</p>	<p>平成 28 年度より国際ターミナルのホームページのリニューアルを行い、ソフト面の対策をおこなった。</p> <p>①各種施設の詳細案内を充実 ②ホームページ上で、空き状況の確認 ③ホームページ上で予約可能</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、上記各施設は条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており、実質的には市が利用料金を設定</p>	<p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>

していると考えられる。

利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。

条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(港営課)

② 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について
(指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもあ

今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。

<p>る。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨，施設で提供する行政サービスの内容，市の財政状況，その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また，市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに，設定後においても，減免内容やその設置趣旨が，その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から，減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに，明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(港営課)</p>	
<p>(9) 区役所 I. 福岡市立市民センター 視点2 受益者負担のあり方 ① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各市民センター) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また，設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず，設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは，施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については，利用者が公平に負担すべきものであるとともに，減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため，減免制度（減免規定）は，施設の設置趣旨，施設で提供する行政サービスの内容，市の財政状況，その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要があ</p>	<p>今後，新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては，設定根拠・理由の明確化を図るとともに，明文化した文書の保存を徹底することとし，この方針について全庁的に確認し，共有した。</p>

<p>る。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: center;">(各区生涯学習推進課)</p>	
<p>(10)教育委員会 I. 福岡市総合図書館 視点2 受益者負担のあり方 ① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続</p>	<p>減免対象及び減免額については、学校教育、障がい福祉等の観点により規定しているものであり、設定の内容に関しては妥当であると判断しているが、今後使用料及び減免について改定等を行う際に、減免対象及び減免額の設定根拠・理由の明確化を行い、明文化した文書を保存することを徹底する。</p>

<p>的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(総合図書館運営課)</p>	
<p>(11) こども未来局 I. 福岡市立背振少年自然の家, 福岡市海の中道青少年海の家 視点2 受益者負担のあり方 ① 現金管理の徹底について(海の家) (指摘) 現場調査時, 監査人が当該出納帳と現金の有高を照合したところ, 有高の方が130円少なかった。現金は, その性質上, 紛失や横領のリスクが高いものであるため, 市はその管理を徹底するように指導すべきである。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	<p>現金の取扱いについては, 指定管理者に対し, 施設の責任者による現金と出納簿の確認の徹底を指導した。</p> <p>なお, 市においても定期的に検査を実施している。</p>
<p>② 特別決裁による減免理由の明文化について(海の家) (指摘) 指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとして, 半額減免を認めている団体がある。しかし, 減免が認められるに至った指定管理者と福岡市との協議文書や根拠文書は保存されていなかった。</p> <p>減免が明確な根拠に基づいて実施していることを文書として示し, 市民に対して透明性を担保する必要がある。したがって減免を認めるに至った経緯や検討状況等を明文化した文書を保存しておくべきである。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	<p>自然の家等に係る利用料金減免基準第3条第6項に基づき, 指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受ける減免については, 書面にて協議し, 文書を保存することとした。</p>